

資材価格の急激な高騰に伴う沼津市建設工事

請負契約約款第 25 条第 5 項の運用の拡充について

平成 20 年 10 月 2 日

本市発注工事に関する沼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用については、平成 20 年 6 月 24 日付けでお知らせしたところですが、今般、燃料油や鋼材類以外の主要資材においても価格の上昇により、請負代金額への影響が生じる恐れがあることから、「単品スライド条項」について、下記のとおり運用の拡充をすることとしましたのでお知らせします。

なお、この取り扱いは、平成 20 年 10 月 2 日から適用します。

記

1 対象資材

鋼材類及び燃料油

(鋼材類) H 型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品 (管材、ガードレール等)、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料
(燃料油) ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

[適用日 : 平成 20 年 6 月 24 日]

鋼材類及び燃料油以外の資材で価格上昇要因が明確であるもの

[適用日 : 平成 20 年 10 月 2 日]

2 契約変更の条件

品目ごとの資材価格の変動額が、基準額 (対象工事金額の 1 %) を超えた場合

3 契約変更時期

受注者からの請求を受け、工期末に契約変更を実施

4 相談、問合せ

個別の契約案件については、工事監督員または総務課契約係

5 情報の公開

単品スライド条項の申請、適用状況について個別案件ごとに公開